

第二二回

参第五号

国設住宅法（案）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅で耐火性能を有する構造のものを国が建設し、都道府県がこれを管理し、かつ、住宅に困窮する者に対して低廉な使用料で住宅を使用させることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 国設住宅 住宅に困窮する者に住宅を使用させるために、国が建設し、都道府県が管理する住宅及びその附帯施設をいう。
- 二 共同施設 国が建設し、都道府県が管理する児童遊園、共同浴場、集会所その他国設住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設で政令で定めるものをいう。
- 三 主要構造部 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定するものをいう。
- 四 耐火構造 建築基準法第二条第七号に規定するものをいう。

（国設住宅建設五箇年計画）

第三条 建設大臣は、建設省設置法（昭和三十二年法律第百十三号）第十条に規定する住宅対策審議会の意見を聞き、昭和三十年年度以降毎五箇年を各一期として、当該期間中の国設住宅及び共同施設の建設に関する計画（以下「国設住宅建設五箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定を経た国設住宅建設五箇年計画の大綱を国会に提出して、その承認を求めなければならない。
- 3 建設大臣は、前項の規定による国会の承認があつたときは、遅滞なく、都道府県の区域ごとの国設住宅建設五箇年計画を定め、これを当該都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 内閣は、昭和三十年年度以降毎年度、国の財政の許す範囲内において、第二項の規定により国会の承認のあつた国設住宅建設五箇年計画を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。
- 5 建設大臣は、都道府県知事に対し、第一項に規定する国設住宅建設五箇年計画の案を作成するため必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

第二章 建設

（建設基準）

第四条 国設住宅の戸建形式は、共同住宅とする。ただし、敷地その他の事情によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 国は、政令で定めるところにより、床面積を異にする数種の国設住宅を建設するものとする。

3 国設住宅は、その主要構造部が耐火構造のものでなければならない。

4 国は、一団の土地に五十戸以上の国設住宅を建設する場合においては、これにあわせて、共同施設の建設を行うものとする。

5 国設住宅及び共同施設の建設基準は、建設省令で定める。

(敷地)

第五条 国設住宅及び共同施設の敷地の位置及び地積は、建設大臣が関係都道府県知事の意見を聞いて決定する。

2 都道府県は、前項の規定により決定された敷地にあてるため、必要な土地を建設大臣の定める基準にしたがい宅地に造成して、これを無償で国に使用させなければならない。

(土地の収用又は使用)

第六条 都道府県は、前条第一項の規定により決定された敷地を同条第二項の規定により無償で国に使用させるため、必要がある場合においては、土地を収用し、又は使用することができる。

2 前項の規定による土地の収用又は使用に関しては、土地の収用又は使用を土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号の一に掲げる事業とみなして、同法の規定を適用する。

第三章 管理

(管理)

第七条 国設住宅及び共同施設の管理は、当該国設住宅又は共同施設の存する都道府県が行う。

2 都道府県は、国設住宅及び共同施設の施設設備について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、この限りでない。

一 入居者の使用する国設住宅の施設設備について、建設省令で定める軽微な修繕をする必要があるとき。

二 入居者の使用する国設住宅の施設設備について、当該入居者の責に帰すべき事由によつて修繕をする必要があるとき。

(入居者の選定等)

第八条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、国設住宅の入居者を公募し、その応募者のうちから住宅に困窮する者で政令で定めるところにより算出したその者の月収の額が政令で定める月収額以下であるものを、あらかじめ、登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録されている者のうちから、建設省令で定める

基準にしたがい、その者の住宅の困窮度、その者と同居する親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の員数及び当該国設住宅の床面積並びにこれらの者の通勤等の利便を考慮して、国設住宅の入居者を選定しなければならない。

3 都道府県知事は、国設住宅の入居者及びその同居の親族の員数に増減があつた場合は、政令で定めるところにより、当該入居者を他の国設住宅に移転させることができる。

（使用料）

第九条 都道府県は、国設住宅の入居者から、当該国設住宅の使用につき、使用料を徴収することができる。

2 前項の規定による使用料の月額は、政令で定めるところにより算出した入居者及びその同居の親族の月収の合計額に百分の五を乗じて得た額とする。

3 都道府県は、国設住宅の入居者から、当該国設住宅の使用に関し、第一項の規定により徴収する使用料を除くほか、敷金、権利金その他の金品を徴収することができない。

（使用料の減免等）

第十条 都道府県は、政令で定めるところにより、特別の事情のある入居者に対し、前条の使用料を減免し、又は同条の使用料の徴収を猶予することができる。

（入居者の保管義務）

第十一条 国設住宅の入居者は、その使用する国設住宅について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持し、かつ、第七条第二項ただし書各号に掲げる場合においては、その使用する国設住宅の施設設備について、遅滞なく修繕しなければならない。

2 国設住宅の入居者は、その使用する国設住宅を他の者に貸してはならない。ただし、都道府県知事の承認を得たときは、その使用する国設住宅の一部を他の者に貸することができる。

3 国設住宅の入居者は、その使用する国設住宅の用途を変更してはならない。ただし、都道府県知事の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

4 国設住宅の入居者は、その使用する国設住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、都道府県知事の承認を得たときは、この限りでない。

（入居者等の異動）

第十二条 国設住宅の使用権は、入居者の同居の親族に限り、都道府県知事の承認を受けて、これを承継することができる。

2 国設住宅の入居者は、あらたにその者の親族を同居させようとするときは、都道府県知事の承認を受けなければならない。

（明渡）

第十三条 都道府県知事は、国設住宅の入居者が次の各号の一に該当する場合には、当該入居者に対して、その使用する国設住宅の明渡を請求することができる。

一 不正の行為によつて入居したとき。

- 二 国設住宅の使用料を六箇月以上滞納したとき。
 - 三 国設住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
 - 四 第十一条又は前条第二項の規定に違反したとき。
 - 五 第十六条第一項の規定に基く条例に違反したとき。
- 2 国設住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、すみやかにその使用する国設住宅を明け渡さなければならない。

(共同施設)

第十四条 都道府県は、共同施設の使用に関し、政令で定めるところにより、使用料を徴収することができる。

- 2 都道府県は、政令で定めるところにより、適当と認める者に、共同施設の経営を委託することができる。

(国設住宅管理員)

第十五条 都道府県は、国設住宅管理員を置かなければならない。

- 2 国設住宅管理員は、国設住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、並びに国設住宅及びその環境を良好な状態に維持するため、入居者に対し、必要な指導を行う。
- 3 国設住宅管理員は、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから命ずる。

(条例への委任)

第十六条 都道府県は、この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、入居者の登録及び選定並びに国設住宅の使用料に関する事項その他国設住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の条例が制定され、又は改廃されたときは、一箇月以内に、建設大臣に報告しなければならない。

第四章 補則

(監督)

第十七条 建設大臣は、必要があると認めるときは、都道府県に対し、必要な指示を行い、若しくは報告書の提出を命じ、又は当該職員をして都道府県の事務所又は国設住宅若しくは共同施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査において、現に居住の用に供している国設住宅に立ち入るときは、あらかじめ、入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第一項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(都道府県の負担)

第十八条 第五条第二項に規定する土地若しくはその土地の借地権の取得又はその土地の宅地造成に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

- 2 第七条の規定による国設住宅及び共同施設の管理に要する費用は、当該都道府県の負

担とする。

(国の負担)

第十九条 災害により国設住宅又は共同施設が著しく損傷した場合において、都道府県が政令で定める規模以上の修繕を行うときは、前条第二項の規定にかかわらず、国は、政令で定めるところにより、これに要する費用の三分の二を負担するものとする。

(収入の帰属)

第二十条 第九条第一項及び第十四条第一項の規定に基く使用料は、当該都道府県の収入とする。

(工事の委託)

第二十一条 建設大臣は、政令で定めるところにより、国設住宅又は共同施設の建設工事の一部を都道府県知事に委託することができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項から第七項までの規定は、政令で定める日から施行する。
- 2 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「旧法」という。)は、廃止する。
- 3 旧法の規定による公営住宅又は共同施設の建設(公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を取得し、又はその土地を宅地に造成することを除く。)で、この法律施行の際、国の補助を受けて現に事業主体が行っているものについては、この法律施行後も、なお従前の例による。
- 4 この法律施行の際現に旧法の規定により事業主体が管理している公営住宅(同法附則第三項の規定により公営住宅とみなされた住宅を含む。)及び共同施設並びに前項に規定する公営住宅及び共同施設については、同法第十四条ただし書の規定並びに第十三条、第十三条の二及び第十九条の規定中敷金に係る部分を除いて、なお従前の例による。
- 5 前項に規定する公営住宅の入居者から徴収すべき家賃の額が、当該入居者を国設住宅の入居者とみなした場合においてその者から徴収すべき使用料の額をこえるときは、前項の規定にかかわらず、事業主体は、当該使用料の額に相当する額まで当該入居者より徴収すべき家賃の額を減額しなければならない。
- 6 国は、当分の間、事業主体に対し、事業主体が前項の規定により公営住宅の家賃の額を減額したことにより生じた収入の不足額に相当する額を補助するものとする。
- 7 前項の規定により補助すべき額の算定基準その他同項の補助に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 事業主体は、この法律施行前に公営住宅の入居者から徴収した敷金でこの法律施行の際現に保有しているものを、この法律施行後一年以内に、当該入居者に返還しなければならない。
- 9 地方財政法(昭和三十二年法律第百九号)の一部を次のように改正する。
第十条の二第四号を削り、第五号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第十条の三第五号中「公営住宅」を「国設住宅（共同施設を含む。）」に改める。

10 第四項に規定する公営住宅の災害復旧に要する経費については、改正後の地方財政法第十条の三第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 昭和二十八年六月及び七月の大水害並びに同年八月及び九月の風水害による公共土木施設等についての災害の復旧等に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

12 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一百四十五条第一項中「公営住宅」の下に「、国設住宅」を加える。

第一百六十六条第一号中「公営住宅」の下に「及び国設住宅」を加える。

13 建設省設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の三中「公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）」を「国設住宅法（昭和三十年法律第 号）」に改める。

附則第二十二条を次のように改める。

第二十二条 建設省においては、当分の間、国設住宅法附則第四項に規定する公営住宅及び共同施設に関する事務を管理するものとし、当該事務は、住宅局においてつかさどるものとする。

理 由

現下の住宅難の実情にかんがみ、住宅に困窮する者に対して低廉な使用料で住宅を使用させるため、国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足りる国設住宅を建設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、国設住宅建設五箇年計画の内容によつて決定される。昭和三十年度において十五万戸を建設するものとするれば、その所要額は、約七百二十億円である。